１．目的

　本要領は、民間事業者等が開発した新技術を、県土整備局等で情報を共有することを目的とした、県土整備局の新技術発表会（以下「新技術発表会」という。）を開催するための事項を定めるものである。

２．新技術の定義

　新技術発表会が対象とする「新技術」は、民間事業者等が開発した、従来技術※と比べ、経済性や施工性等において活用効果の高い材料、製品、工法等で、以下の全てに該当するものとする。

※従来技術とは、県の標準積算基準書や共通仕様書等で規定されているものをいう。

　　(1)各種共通仕様書等の基準を満足し、神奈川県県土整備局における公共事業で導入が可能なもの

　(2)公共事業での活用実績を有するもの

３．新技術発表会

　新技術発表会は、新技術を開発した民間事業者等が、県土整備局職員、市町村職員、建設業関係者に対して、新技術の内容を説明し、参加者と意見交換する場として設ける。

４．新技術発表会の事務局

　県土整備局都市部技術管理課とする。

５．新技術発表会開催の流れ

　(1)民間事業者等は、県のHPより応募様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、事務局にメールにて応募する。

　(2)事務局は、応募様式の内容に記載漏れがないか確認する。また、従来技術と新技術を総合的に比較するとともに、県土整備局内のニーズに即したものであるかを確認することにより、発表会に出展可能か判断し、応募者に発表会への出展の可否をメールにて通知する。

　(3)事務局は、新技術発表会の開催にあたり、県土整備局職員、市町村職員、建設業関係者に周知するとともに、出展者に通知する。

　　※出展に係る資料の作成は、応募者が行う。

　(4)開催実績及び発表内容は、県のHPにて公表する。

６．開催の頻度

　公募は通年で県のHPにて行い、応募状況に応じて年１～２回程度開催する。

７．その他

新技術発表会は、神奈川県が技術の認定等を行うものではない。

　附則

　　この要領は、令和元年　６月　３日から施行する。